

表
出産育児一時金支給申請書
 金 円

裏の「申請の要領」をご覧になって、記入してください。

被保険者(産婦)氏名	資格取得年月日 昭平	通知書番号 - -
区	(出生児氏名) 出生年月日 平成	
分	死産等 妊娠 月 日 か月 死産等年月日 平成	
<p style="text-align: center;">高知市国民健康保険条例第6条の出産育児一時金を上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>高知市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">世帯主 氏名 印</p> <p style="text-align: right;">電話 -</p>		
<p>希望の受領方法</p> <p style="text-align: center;">口座振込(保険料の滞納が無い場合) ・ 現金受領</p>		
<p>(振込先)</p> <p style="text-align: center;">世帯主の口座</p> <p style="text-align: center;">銀行・信用金庫・農協 普通・当座</p> <p style="text-align: center;">支店 口座番号</p>		

出産育児一時金領収書

金 円

出産育児一時金として上記の金額を領収しました。

平成 年 月 日

高知市長 様

受取人 住所

氏名 印

裏

申請の要領

1 出産育児一時金は、被保険者が出産（妊娠4か月以上の死産、流産及び人工妊娠中絶を含む。）した場合に、申請により世帯主に支給します。申請は、新生児にまだ名前がついていない等の理由で出生届を提出していない場合でもできます。

また、妊娠22週以降に、産科医療補償制度に加入している分娩機関（以下「制度加入機関」という。）で出産（死産を含む。）した場合は、3万円を加算して支給します。

なお、出産した方が以前勤務していた職場の健康保険の保険者から、出産育児一時金を支給される場合（保険の加入期間が1年以上あって、その保険の資格がなくなってから6か月以内）は、国民健康保険からは支給されません。

2 申請時に必要なもの

出生届を提出した後に申請する場合

保険証・認印・母子手帳・世帯主の預金口座番号

妊娠22週以降の制度加入機関における出産については、制度加入機関であることを証明する印（以下「証明印」という。）が押された領収書等

出生届を提出する前に申請する場合

保険証・認印・医師又は助産師の出生証明書・世帯主の預金口座番号

妊娠22週以降の制度加入機関における出産については、証明印が押された領収書等

死産、流産及び人工妊娠中絶の場合

保険証・認印・死胎埋火葬許可証又は医師若しくは助産師の死産証明書・世帯主の預金口座番号

妊娠22週以降の制度加入機関における死産については、証明印が押された領収書等

世帯主の預金口座番号に、ゆうちょ銀行の口座は使えません。

世帯主以外の方が窓口で受け取る場合は、別途委任状（下の様式）及び受任者の認印が必要です。

3 保険料の滞納がある場合には、振込の取扱いができません。

委任状

出産育児一時金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

記

【受任者（来庁者）】 住所 _____
氏名 _____

年 月 日

【委任者（世帯主）】 住所 _____
氏名 _____ 印

この委任状は、委任者（世帯主）がすべて記入してください。